

松本市森林整備変更計画書

(令和7年4月1日 変更)

計画期間 自 令和 3年4月 1日
至 令和 13年3月 31日

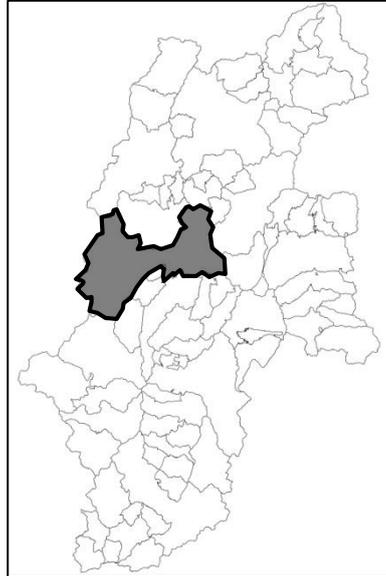
松 本 市

森林法（昭和 26 年 6 月 26 日付け法律第 249 号）に基づき、松本市森林整備計画を変更する。
なお、松本市森林整備計画の変更は、令和 7 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

主な変更理由

- 1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に係る記載の変更
- 2 低密度植栽に関する記載の追記（中部山岳地域森林計画の変更による）
- 3 ゾーニング区域の一部見直し
- 4 資料数値更新等の修正

松本市位置図



目 次

I 基本的事項	
1 森林整備の現状と課題	1
(1) 地域の概況	
(2) 森林・林業の現状	
(3) 森林・林業の課題	
2 森林整備の基本方針	
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	6
(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	9
II 森林の整備	
第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）	10
1 樹種別の立木の標準伐期齢	10
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	10
3 その他	12
第2 造林	13
1 人工造林	13
(1) 対象樹種	
(2) 人工造林の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新	15
(1) 対象樹種	
(2) 天然更新の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林	18
(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準	
(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	19
(1) 造林の対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数	
第3 間伐及び保育	20
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	20
(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢	
(2) 間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	22
第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林	23
1 公益的機能別施業森林の区域	23
2 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
(1) 水源涵養機能維持増進森林	
(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化機能維持増進森林	
3 木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	24
(1) 区域の設定	
(2) 森林施業の方法	
4 その他	39
第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進	39

1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	39
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための 方策	39
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	39
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	39
第6	森林施業の共同化の促進	40
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	40
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	40
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	40
第7	作業路網その他の森林整備に必要な施設の整備	41
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム	41
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	41
3	作業路網の整備	41
	(1) 基幹路網	
	(2) 細部路網	
第8	その他	46
1	林業に従事する者の養成及び確保	46
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進	47
3	林産物の利用促進に必要な施設の整備	47
III	森林の保護	
第1	鳥獣害の防止	48
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	48
	(1) 区域の設定	
	(2) 鳥獣害の防止方法	
2	その他	48
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護	48
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法	48
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	49
3	林野火災の予防の方法	49
4	その他	50
	(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	
IV	森林の保健機能の増進	
1	保健機能森林の区域	50
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法	50
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	50
V	その他森林の整備に必要な事項	
1	森林経営計画の作成	51
2	生活環境の整備	51
3	森林整備を通じた地域振興	51
4	森林の総合利用の推進	51
5	住民参加による森林の整備	52
6	森林経営管理制度に基づく事業	52
7	その他必要な事項	52
	【計画策定の経過】	54

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 地域の概況

本市は長野県のほぼ中央部、松本平の中心に位置し、平成 17 年 4 月 1 日に四賀村、安曇村、奈川村及び梓川村の 4 村と、平成 22 年 3 月 31 日に波田町と合併し、総面積は、978.47 km²、南北に 41.3 km、東西に 52.2 km に広がる中核市です。

北は大町市、安曇野市、東筑摩郡筑北村、東は上田市、小県郡青木村、長和町に、南は塩尻市、岡谷市、諏訪郡下諏訪町、東筑摩郡朝日村、山形村、木曾郡木曾町、木祖村に、西は岐阜県高山市に接しています。西の北アルプス槍ヶ岳・穂高岳を源とし、松本平を潤して北上する梓川、そこへ東の美ヶ原高原からの薄川、北東の三才山からの女鳥羽川、南の木曾谷からの奈良井川が合流しています。

人口は 234,111 人 (R7.1.1 時点) で、産業別就業者数は、第 3 次産業が 69%、第 2 次産業が 23%、残り 8% を第 1 次産業が占めていますが、第 1 次産業就業者は減少傾向にあります。

◇位置 (松本市役所)

東経 137° 58' 19"、北緯 36° 14' 17"、海拔 592m

◇面積

978.47 km² (東西 52.2 km、南北 41.3 km)

◇土地の地目別面積

田	畑	宅地	山林	原野	その他
49.53 km ²	29.09 km ²	49.78 km ²	600.34 km ²	15.21 km ²	234.52 km ²

(松本市の統計 令和 6 年度版 資産税課「概要調書」令和 5 年 1 月 1 日)

◇気象

平均気圧	気温			年間総降水量	風速平均	湿度平均
	平均	最高	最低			
944.1 hpa (現地気圧)	14.8 °C	36.7 °C	-8.5 °C	1382.0 mm	2.5 m/s	69%

(気象庁 気象データ 2024)

(2) 森林・林業の現状

ア 地域の森林資源

本市は、地域総面積 97,847ha の 80% にあたる 78,444ha が森林であり、その 49%、38,272ha が民有林です。このうち民有林の人工林は 19,517ha で、人工林率 50% となっています。

樹種は、高海拔、内陸的で日較差の大きい、かつ寡雨乾燥の寒冷な気候を反映して、人工のカラマツが 12,995ha で、人工林の 67% と優占し、次いで人工のアカマツが 3,909ha で 20%、スギ・ヒノキ等は、2,613ha で 13%、沢筋あるいは山麓の一部適地に植林されています。

近年の造林意欲の停滞から、幼齢林は極めて少なくなっています。天然林では、天然性

アカマツや、かつて薪炭林であった広葉樹林分が多く、造林不適な急斜面に分布しています。

【人天別森林資源表】

単位：面積 ha、蓄積m³

民 国 別	資 源 量	人工林			天然生林				合計			
		針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	未立木 地等	計	針葉樹	広葉樹	未立 木地 等	計
民 有 林	面 積	19,211	306	19,517	3,273	14,577	905	18,755	22,484	14,883	905	38,272
	蓄 積	4,435,996	21,311	4,457,307	729,386	1,508,016	40	2,237,442	5,165,382	1,529,327	40	6,694,749
国 有 林	面 積	4,644	34	4,678	18,524	12,032	4,938	35,494	23,168	12,066	4,938	40,172
	蓄 積	1,021,710	40,429	1,062,139	3,116,672	1,861,733	0	4,978,405	4,138,382	1,902,162	0	6,040,544
合 計	面 積	23,855	340	24,195	21,797	26,609	5,843	54,249	45,652	26,949	5,843	78,444
	蓄 積	5,457,706	61,740	5,519,446	3,846,058	3,369,749	40	7,215,847	9,303,764	3,431,489	40	12,735,293

(民有林：R6.9 森林簿情報による) (国有林：R6.4 中部山岳国有林の地域別の森林計画書)
注) 「未立木地等」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含みます。

民有林の人工林割合 面積 51.00% 蓄積 66.58%

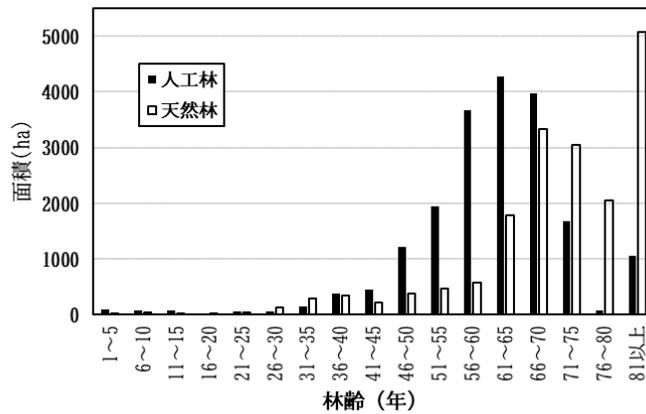
【民有林の樹種別構成表】

樹種	面積 (ha)			蓄積 (m ³)		
		比率	計画区内比率		比率	計画区内比率
アカマツ	6,073ha	16%	28%	1,269,130 m ³	19%	27%
カラマツ	13,425ha	35%	45%	3,214,781 m ³	48%	43%
スギ	726ha	2%	8%	314,215 m ³	5%	9%
ヒノキ	1,113ha	3%	26%	171,460 m ³	2%	25%
その他針	1,147ha	3%	55%	195,796 m ³	3%	52%
広葉樹	14,883ha	39%	23%	1,529,327 m ³	23%	24%
未立木地等	905ha	2%	-	40 m ³	0%	-
計	38,272ha	100%	-	6,694,749 m ³	100%	-

(R6.9 森林簿情報による)

注) 「比率」は、松本市の森林に占める樹種の割合です。「計画区内比率」は、中部山岳計画区内において、樹種ごとに松本市の森林が占める割合です。

【民有林の齢級別構成グラフ】



イ 森林の所有形態

民有林 38,272ha のうち、公有林が 18,191ha、私有林が 20,081ha となっており、若干私有林の比率が高くなっています。またその多くが 1ha 未満の小規模な個人所有者となっています。

【民有林の所有形態】

所有形態別		面積		蓄積	
		面積	割合	蓄積	割合
公有林	県	2,538ha	7%	425,563m ³	6%
	市町村	11,959ha	31%	1,939,921m ³	29%
	財産区	3,694ha	10%	635,961m ³	10%
	計	18,191ha	48%	3,001,445m ³	45%
私有林	集落有林	4,435ha	11%	654,883m ³	10%
	団体有林	2,696ha	7%	510,341m ³	7%
	個人有林	10,269ha	27%	2,047,457m ³	31%
	その他	2,681ha	7%	480,623m ³	7%
	計	20,081ha	52%	3,693,304m ³	55%
合計		38,272ha	100%	6,694,749m ³	100%

(R6.9 森林簿情報による)

ウ 林業労働力の現状

本市には、松本広域森林組合の支所のほか複数の林業事業体があり、高性能林業機械を活用し、森林の保育及び素材生産を行っています。

【事業体別林業従事者数】

区 分	組合・事業者数	従業者数（人）	備 考
森林組合	1	42	
会社	5	66	
個人事業者	0	0	
NPO 法人	0	0	
合 計	6	108	

(令和 5 年度長野県調べ)

【高性能林業機械等設置状況】

機 械 名	台 数
フェラーバンチャ	1
スキッダ	0
プロセッサ	2
ハーベスタ	4
フォワーダ	9
タワーヤーダ	1
スイングヤーダ	7
その他	0
合 計	24

(令和 5 年度長野県調べ)

エ 林内路網の整備状況

本市には 97 路線の林道、1 路線の林業専用道、及び 228 路線の作業道が開設されており、林内路網密度は 13.1m/ha です。

【路網整備状況（令和 5 年度末）】

区分	路線数	延長		密度	
			うち舗装		
基幹路網	林道	97 路線	287km	139km	7.5m/ha
	林業専用道	1 路線	2.3km	0km	0.1m/ha
	計	98 路線	289.3km	139km	7.6m/ha
森林作業道	228 路線		210.7km	0km	5.5m/ha
合計	326 路線		500km	139km	13.1m/ha

オ 保安林の配備、治山事業の実施状況

公益的機能を確認するため、民有林 38,272ha のうち 18,782ha(49%)が保安林に指定されています。なかでも水源かん養保安林がもっとも広く指定されており、保安林面積の 58% を占めます。保安林では、土砂崩れなどの災害で荒廃した森林の復旧や、災害を予防するための治山事業が実施されています。

【保安林配備状況】

保安林種	面積	民有林に占める割合
水源かん養保安林	10,829ha	58%
土砂流出防備保安林	6912ha	37%
土砂崩壊防備保安林	18ha	0%
干害防備保安林	988ha	5%
なだれ防止保安林	(99ha) 24ha	0%
落石防止保安林	10ha	0%
風致保安林	(1ha) 0ha	0%
保健保安林	(150ha) 1ha	0%
合計	18,782ha	100%

(R6.9 森林簿情報による)

注) () 内面積は上までの保安林種との重複で外数

【治山事業実施状況】

事業名	地区	計画期間	主な工種
奥地保安林保全緊急対策事業	奈川	H29～R3	床固工、流路工、森林整備
復旧治山事業	向山	R元～R6	山腹工
地すべり防止施設災害復旧事業	稲倉	R2～R3	山腹工
保安林緊急改良事業	里山辺	R2～R4	森林整備
保育事業	入山辺	R3～R5	下刈
保安林総合改良事業	里山辺	R5～R10	森林整備
防災林造成事業	白骨	R5～R9	山腹工
災害関連緊急治山事業	波田	R3	谷止工
災害関連緊急治山事業	浅間温泉	R3	谷止工

(3) 森林・林業の課題

ア 松本地区

奥山はカラマツ、アカマツの人工林を主体とした森林が多く、森林組合等の林業事業体等による搬出間伐を中心とした整備が進められています。

里山では個人有林が多く、所有者や境界の不明確な森林も多いため、集約化に手間がかかることが森林整備を遅らせている原因の一つとなっています。

また、松枯れ被害は、岡田、本郷、里山辺、入山辺からさらに南方へと松本地区全体に拡大しています。

イ 四賀地区

松本市全体のアカマツ林の45%を占める四賀地区では、さらに松枯れ被害が拡大していますが、下層からはコナラ等の広葉樹が多く植生してきています。

当地区は、地盤が脆く安定しない森林が多いことから、山地災害の防止機能を高めるための森林整備を進める必要があります。

また、松枯れによる被害木の倒木が、道路通行止めや停電等、ライフラインに影響を与えている現状です。

ウ 安曇地区

上高地、乗鞍高原は国内でも有数の観光地であり、安曇地区森林面積の84%は国有となっています。零細な個人有林と大規模な国立公園等の森林が調和を保ちながら、地区の特徴を活かした森林整備を行うことが重要です。

エ 奈川地区

標高が高く人工造林地の83%はカラマツですが、人工林のうち高齢林や伐期が過ぎた森林等については、計画的に主伐を実施し、地域の木材産業の活性化を図り、再造林等を行う必要があります。また、各地域には水源涵(かん)養機能を高めるための森林整備を進める必要があります。

オ 梓川地区

林床が不安定で土砂の流出が想定される森林があり、雨水の浸透・保水能力の高い森林土壌の形成を図るための森林整備が必要です。

また、標高の低い里山では、松枯れ被害が目立つようになってきています。

カ 波田地区

波田地区森林面積の69%が水源かん養保安林で、重要な水源が複数ある、水源涵(かん)養機能や山地災害防止機能を高めるための森林整備を進める必要があります。

また、人工造林地の84%がカラマツであり、高齢林や伐期が過ぎた森林に計画的な主伐を行い、再造林していく必要があります。奥山はカラマツ、アカマツの人工林を主体とした森林が多く、森林組合等の林業事業体等による搬出間伐を中心とした整備が進められています。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方及び施業の方法は、中部山岳地域森林計画「Ⅱ計画事項」の「第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」の「【表 2-1】 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に即すこととします。

【森林の有する機能と望ましい森林資源の姿】

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養 雨水を一時蓄え、ゆっくりと流出させることで量が安定したきれいな水を育む	1 すき間の多い土壌をもつ 2 いろいろな高さの植物が層をなし、様々な樹種が混交する 3 林齢が高い 4 地面が草や落ち葉や枯れ枝などに覆われている
山地災害防止/土壌保全 立木の根によって土砂の崩壊を防ぐ。草木、落葉等によって地表を保護し土壌の浸食を防ぐ	1 根が広く深くはり、土をつかむ力がつよい 2 樹冠が適度に茂っている 3 地面が草や落ち葉や枯れ枝などに覆われている 4 必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている
保健・文化・レクリエーション 保養、観光、娯楽、文化活動の場を提供する	1 多様な樹種からなり、自然とのふれあいの場として適切に管理されている 2 史跡・名勝地と一体となって景観や風致を提供している 3 必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている
木材生産 再生産可能な資源である木材を持続的に生産する	1 持続的な木材生産が可能な土壌が維持されている 2 木材の搬出に必要な林内路網が整備されている 3 森林経営計画が樹立してある

(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

ア 森林整備の基本的な考え方

森林所有者の意向調査をもとに森林経営管理制度の活用について重点的に取り組みます。また、森林整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、機能に応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持造成を図るため、下記のとおり森林施業を推進します。

(ア) 水源涵養機能森林

適切な保育・間伐を促進しつつ、伐採に当たっては伐期の延長を推進し、裸地面積を縮小及び分散化します。また、立地条件等に応じ天然の力を活用した施業も推進します。さらにダム等の利水施設上部等においては、保安林の指定やその適切な管理を推進します。

(イ) 山地災害防止機能/土壌保全機能森林

長伐期施業（高齢林の森林）や複層林施業へ誘導することにより、林床の裸地化の縮小、回避を図る施業を推進します。また、山地災害の発生の危険性が高い地域等において、保安林の指定や治山事業の積極的な導入により、県の「災害に強い森林づくり指針」に基づき、適正な森林整備を進めます。

(ウ) 保健・レクリエーション機能森林

立地条件や地域のニーズ等に応じて、広葉樹林や針広混交林への転換を図るなど多様

な森林整備を推進します。

(エ) 文化機能森林

史跡、名勝地と一体となった、優れた景観等を形成する森林では、美的景観の維持形成に配慮した森林整備を推進します。

(オ) 木材生産機能森林

木材を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全化を確保し、木材需要に応えた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐を推進します。

また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進します。

イ 地区の方針

(ア) 松本地区

森林組合等の林業事業体と協力し、積極的な集約化を行いながら森林整備を進めていきます。また、搬出間伐を中心に計画的かつ効率的に実施するため、路網整備を推進します。

松枯れ被害対策の更新伐等については、各地区の対策協議会や林業事業体と協力して事業を推進します。

(イ) 四賀地区

松枯れ被害対策として更新伐等を進め、事業実施後、確実な更新を図ります。

また、対策協議会や地区町会と連携を図り、被害木の倒木によるライフライン対策を強化していきます。

(ウ) 安曇地区

国立公園として森林とのふれあいの場を提供するため、広葉樹の育成を図るなど、環境保全を考慮した整備を推進することとします。また、住民や観光の身近な森林として、林産物の採取等を通じて森林整備への理解と森林の働きを啓発するフィールドの整備を図ります。

(エ) 奈川地区

水源涵養機能を高めるため、皆伐施業を制限し適切な管理を行います。

また、路網等を整備し、高齢林を計画的に搬出させ木材産業の活性化を図ります。

地形が急峻で、降雨量が多く、山腹崩壊が多発している箇所については、山地災害防止機能や環境保全を考慮した森林整備を推進します。

「松本市奈川地区森林整備推進協定」に基づき、国有林との森林施業の共同化を積極的に推進し森林整備を進めます。

(オ) 梓川地区

山地災害防止機能などを考慮しつつ、雨水の浸透・保水能力の高い森林土壌を育み、水源かん養機能が高度に発揮されるよう、水資源の安定確保に向け、間伐・保育等を進めます。

また、松枯れ対策として、森林組合等の林業事業者と協力し、更新伐等を進めます。

(カ) 波田地区

重要な水源林を維持し、水資源を安定的に確保するため、適切な施業を行い良好な環境の保全を図ります。

また、山地災害防止機能や環境保全を考慮したうえ、路網等を整備し、高齢林を計画的に搬出させ木材産業の活性化を図ります。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

中信森林管理署、県、市、森林所有者、森林組合等林業関係者及び木材産業関係者の中で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進します。

II 森林の整備

第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

【樹種ごとの標準伐期齢等】

区分	樹種	標準伐期齢	伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢
針葉樹	カラマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	アカマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	スギ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	ヒノキ	45年	55年以上	おおむね90年以上
	その他針葉樹	60年	70年以上	おおむね120年以上
広葉樹	クヌギ	15年	25年以上	おおむね30年以上
	ナラ類	20年	30年以上	おおむね40年以上
	ブナ	70年	80年以上	おおむね140年以上
	その他広葉樹	20年	30年以上	おおむね40年以上

（中部山岳地域森林計画書 表3-3）

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定めた上で伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。

「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林（人工造林又は天然更新）により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。なお、主伐方法の選択に当たっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとします。

【主伐の区分】

区分	主伐の方法の内容
皆伐	伐採区域の森林を構成する立木の全部を一度に伐採し収穫する方法であり、伐採跡地が直ちに更新されることを前提としている。更新は一斉に同齢林に更新することから、植林が一般的であるが、林分によっては天然更新によるところもある。

択 伐	<p>主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行い、更新を図りながら環境の改変を小さくする作業法。</p> <p>なお、ここで択伐とは、材積による択伐率が 30%以下の択伐をいう（伐採後の造林を人工植栽による場合は、40%以下の択伐率）。</p>
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【主伐の留意事項】

区 分	留 意 事 項
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅（20m以上）を確保する。 ② 自然条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域（例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等）は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。 ③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。 ④ 伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮する。 ⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこととする。 ⑥ 伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑える。 ⑦ 更新のための造林に対して補助金を受けるためには、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。
皆 伐	<ul style="list-style-type: none"> ① 原則として傾斜が急な箇所、風害・雪害の気象害がある箇所、獣害の被害が激しい箇所は避け、確実に更新が図られる箇所で行うものとする。 ② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20ha を超えないものとする。なお、出来るだけ小面積になるよう計画するものとする。 ③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上（周辺森林の成木が 20m を超える場合は、樹高程度以上）の保残帯を設けること。 ④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。 ⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。 河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地 人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道

択 伐	① 群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は 0.05ha 未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。 ② 帯状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。 ③ 森林の有する公益的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持する。
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオまでに留意すること。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めること。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこと。

3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認します。

【更新の確認時期】

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	松本市
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	

森林経営計画に係る伐採等の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	【県認定計画】 松本地域振興局 【市認定計画】 松本市
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	

(中部山岳地域森林計画書 表3-4)

確認方法は、「第2 造林」の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとします。

なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり必要がある場合は、長野県松本地域振興局の林業普及指導員等に技術的な助言、協力を仰ぐこととします。

第2 造林

1 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、特に効率的な施業が可能な森林等の木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘察し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定します。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員や本市の林務担当部局と相談の上、適切な樹種を選択することとします。

(1) 対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ	
	ヒノキ	
	アカマツ	
	カラマツ	
	その他針葉樹	
	広葉樹	

(中部山岳地域森林計画書 表3-6)

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽木は、適地適木を旨とし、苗木や品種の特性を踏まえて選定を行います。

植栽本数は、以下の表の植栽本数を標準として、多様な施業体系や木材生産目標等を考慮し、疎仕立てでは一般材・合板材等、中庸仕立てでは優良材・大径材等を生産することを目標として検討します。

なお、効率的な施業の実施の観点から技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた植栽本数について配慮しつつ、低密度植栽（疎仕立て）の導入に努めることとします。

また、伐採から造林までの一貫作業の導入を進め活着率の高いコンテナ苗の使用や、下刈回数を少なくするため大苗を使用し、低コスト化を図るものとします。

これらを踏まえて、植栽木とその植栽本数を決定します。

仕立て方法	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
	ha 当たりの植栽本数（本）目安					
疎仕立て	1,500	-	-	1,500	-	-
疎仕立て～ 中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	1,800	2,000	-
中庸仕立て	3,000	3,000	3,000	2,300	3,000	3,000

（中部山岳地域森林計画書 表 3-6）

注）保安林にあつては、指定施業要件に定める植栽本数以上を行うこととします。

注）上記本数を基準としますが、林業普及指導員や本市の林務担当部局とも相談の上、将来的な施業の方針を明確にすることで植栽本数を決定することができるものとします。

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮すること。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	植栽地の気候等に応じて、春もしくは秋の適期に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆 伐	択 伐
伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間

2 天然更新

(1) 対象樹種

天然下種更新樹種一覧表

バッコヤナギ (ヤナギ科)	オノエヤナギ (ヤナギ科)	その他ヤナギ類 (ヤナギ科)
サワグルミ (クルミ科)	オニグルミ (クルミ科)	ヨグソミネバリ(ミズメ) (カバノキ科)
ウダイカンバ (カバノキ科)	シラカンバ (カバノキ科)	ダケカンバ (カバノキ科)
ネコシデ (カバノキ科)	ハンノキ (カバノキ科)	ケヤマハンノキ (カバノキ科)
コバノヤマハンノキ (カバノキ科)	ヤハズハンノキ (カバノキ科)	ミヤマハンノキ (カバノキ科)
ヤシャブシ (カバノキ科)	ミヤマヤシャブシ (カバノキ科)	ヒメヤシャブシ (カバノキ科)
オオバヤシャブシ (カバノキ科)	アサダ (カバノキ科)	サワシバ (カバノキ科)
クマシデ (カバノキ科)	イヌシデ (カバノキ科)	アカシデ (カバノキ科)
ブナ (ブナ科)	イヌブナ (ブナ科)	コナラ (ブナ科)
ミズナラ (ブナ科)	クヌギ (ブナ科)	カシワ (ブナ科)
クリ (ブナ科)	オヒョウ (ニレ科)	エノキ (ニレ科)
エゾエノキ (ニレ科)	ハルニレ (ニレ科)	ケヤキ (ニレ科)
フサザクラ (フサザクラ科)	カツラ (カツラ科)	ヒロハカツラ (カツラ科)
タムシバ (モクレン科)	コブシ (モクレン科)	ホオノキ (モクレン科)
カスミザクラ (バラ科)	オオヤマザクラ (バラ科)	ミヤマザクラ (バラ科)
ウワミズザクラ (バラ科)	イヌザクラ (バラ科)	ズミ (バラ科)
アズキナシ (バラ科)	ウラジロノキ (バラ科)	ナナカマド (バラ科)
キハダ (ミカン科)	イタヤカエデ (カエデ科)	ウリハダカエデ (カエデ科)
オオモミジ (カエデ科)	ヤマモミジ (カエデ科)	コミネカエデ (カエデ科)
ヤマボウシ (ミズキ科)	ミズキ (ミズキ科)	クマノミズキ (ミズキ科)
リョウブ (リョウブ科)	オオバアサガラ (エゴノキ科)	コバトネリコ (アオダモ) (モクセイ科)

ヤチダモ (モクセイ科)	アカマツ (マツ科)	カラマツ (マツ科)
キタゴヨウ (マツ科)	チョウセンゴヨウ (マツ科)	モミ (マツ科)
ウラジロモミ (マツ科)	シラビソ (マツ科)	オオシラビソ (マツ科)
トウヒ (マツ科)	ツガ (マツ科)	コメツガ (マツ科)
スギ (スギ科)	ヒノキ (ヒノキ科)	サワラ (ヒノキ科)
アスナロ (ヒノキ科)	クロベ(ネズコ) (ヒノキ科)	ネズミサシ (ヒノキ科)
イチイ (イチイ科)		

(中部山岳地域森林計画書 表 3-9)

ぼう芽更新樹種一覧表

区分	樹種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径及びその時の平均ぼう芽本数(参考)		ぼう芽の発生するおおむねの限界根元直径(参考)
		直径	本数	
ぼう芽更新樹種	ミズナラ (ブナ科)	20 cm	30 本	50 cm
	コナラ (ブナ科)	10 cm	20 本	40 cm
	クリ (ブナ科)	20 cm	60 本	40 cm
	ホオノキ (モクレン科)	20 cm	20 本	60 cm
	カスミザクラ (バラ科)	10 cm	20 本	40 cm
	イタヤカエデ (カエデ科)	10 cm	20 本	20 cm
	ウリハダカエデ (カエデ科)	10 cm	20 本	40 cm
	※クマシデ (カバノキ科)	10 cm	10 本	20 cm
	※オオモミジ (カエデ科)	10 cm	10 本	50 cm
	※コシアブラ (ウコギ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※ミズキ (ミズキ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※リョウブ (リョウブ科)	10 cm	10 本	20 cm

(中部山岳地域森林計画書 表 3-10)

注) ※印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

樹種	期待成立本数
対象樹種すべて	10,000 本/ha 以上

(中部山岳地域森林計画書 表 3-12)

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

方 法	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
刈出し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。
植込み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。
芽かき	ぼう芽更新による場合に、耐陰性の強い樹種では余分な芽をつみ取る芽かきを適宜実施する。

(中部山岳地域森林計画書 表 3-11)

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行います。必要に応じ、長野県松本地域振興局の林業普及指導員等に技術的な助言、協力を依頼します。

(ア) 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区（調査プロット）の数及び面積を設定します。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査とします。

a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ 1 ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1 調査区の大きさは 2 (幅)×10(長さ)mの帯状とし、調査区内は長さ方向に 5 区分 (2m×2m×5 プロット) とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置します。

b 調査方法

調査は 1 プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとし、ます。なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管します。なお、調査記録は、適切に保存します。

(イ) 更新の定基準

区 分	内 容
更新すべき立木本数	3,000 本/ha 以上
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、中部山岳地域森林計画書の表 3-13 を参考に判断する。
更新を判定する時期	伐採終了年度の翌年度初日から 5 年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業を行うか、又は不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から 7 年を経過した日までに判定する。

(中部山岳地域森林計画書 表 3-12)

(ウ) 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合（種子の凶作、ササ類の繁茂等）には、速やかに追加的な天然更新補助作業（刈り出し等）又は植栽を実施することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から、5 年を経過する日までの期間とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 365 号林野庁森林整備部計画課長通知）の 3 の 3 - 2 の 4 により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

また、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

○「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」

1 現況が人工林の針葉樹である。

↓ Yes

2 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上部に存在しない。
(堅果を持つ更新樹種による天然下種(重力散布)が期待できない。)

↓ Yes

3 中心地から周囲 100m 以内に広葉樹林が存在しない

↓ Yes

4 林床に更新樹種が存在しない。

- ・過密状態にある森林
- ・シカ等による食害が激しい森林
- ・ササが一面に被覆している森林
- ・礫地が多い森林

↓ Yes

「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」と設定しました。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域							面積 (ha)	備 考		
3い	17へ	18は	21は	23ろ	24ろ	24と	55.13	全域の人工林にかか る森林を対象とする。 ただし、アカマツ、ナラ類、クヌギ等の天然更新可能地及び優良下層木の繁茂地を除く。		
25に	25ほ	45い	45ろ	46ろ	46は	68い				
75い	77い	81ろ	87い	94は	96い	96ほ				
97ろ	97は	98に	101い	102に	103い	106は				
109い	142は	143ろ	143に	1033へ	1034ろ	1034へ				
1034と	1040へ	1041は	1042に	1045に	1046に	1054は				
1064ろ	2001は	2001ほ	2020い	2037に	2056へ	2060ろ				
2060は	2061は	2066ろ	2070ろ	2077は	2077ほ	2077へ				
2077ち	3001い	3001ろ	3001に	3004は	3018い	3019ろ				
3020い	3026い	3037い	3037は	3039に	3040を	3044に				
3044ほ	3044へ	3045ろ	3046ろ	3046は	3049い	3049に				
3055は	3060に	4015い	4020ほ							
※なお、区域内で主伐を行う場合は、天然林であっても原則、人工造林を計画すること。(伐採及び伐採後の造林の届出書及び森林経営計画書)										

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の(1)によるものとします。

イ 天然更新の場合

2の(1)によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が5年生の時点で3,000本/ha以上の本数を成立させることとします。

第3 間伐及び保育

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目
カラマツ (地位級Ⅰ)	標準	2,300	11 (39%)	16 (39%)	24 (37%)	39 (38%)	58 (-%)
カラマツ (地位級Ⅱ)	標準	2,300	13 (39%)	19 (39%)	29 (37%)	50 (38%)	87 (-%)
カラマツ (地位級Ⅲ)	標準	2,300	15 (39%)	23 (39%)	37 (37%)	76 (38%)	-
カラマツ (地位級Ⅳ)	標準	2,300	19 (39%)	31 (39%)	53 (37%)		-
アカマツ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	12 (33%)	18 (31%)	24 (27%)	31 (25%)	40 (25%)
アカマツ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	14 (33%)	21 (31%)	28 (27%)	37 (25%)	51 (25%)
アカマツ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	15 (33%)	24 (31%)	33 (27%)	47 (25%)	75 (25%)
アカマツ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	18 (33%)	29 (31%)	43 (27%)	69 (25%)	-
アカマツ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	21 (33%)	38 (31%)	64 (27%)	-	-
ヒノキ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	15 (26%)	19 (25%)	24 (33%)	31 (20%)	39 (25%)
ヒノキ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (26%)	22 (25%)	28 (33%)	37 (20%)	50 (25%)
ヒノキ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	19 (26%)	25 (25%)	35 (33%)	49 (20%)	80 (25%)
ヒノキ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	22 (26%)	31 (25%)	47 (33%)	67 (20%)	-
ヒノキ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	27 (26%)	44 (25%)	85 (33%)	-	-
スギ(表系) (地位級Ⅰ)	標準	3,000	14 (30%)	18 (32%)	23 (31%)	30 (33%)	40 (33%)
スギ(表系) (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (30%)	20 (32%)	27 (31%)	36 (33%)	51 (33%)
スギ(表系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	18 (30%)	23 (32%)	32 (31%)	46 (33%)	80 (33%)
スギ(表系) (地位級Ⅳ)	標準	3,000	21 (30%)	27 (32%)	41 (31%)	72 (33%)	-
スギ(表系) (地位級Ⅴ)	標準	3,000	25 (30%)	35 (32%)	64 (31%)	-	-
スギ(裏系) (地位級Ⅰ)	標準	3,000	9 (26%)	13 (35%)	18 (32%)	25 (33%)	34 (34%)
スギ(裏系) (地位級Ⅱ)	標準	3,000	11 (26%)	15 (35%)	22 (32%)	32 (33%)	45 (34%)
スギ(裏系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	13 (26%)	19 (35%)	29 (32%)	44 (33%)	78 (34%)

スギ(裏系) (地位級Ⅳ)	標準	3,000	17 (26%)	25 (35%)	42 (32%)	85 (33%)	-
スギ(裏系) (地位級Ⅴ)	標準	3,000	23 (26%)	39 (35%)	-	-	-

(中部山岳地域森林計画書 表 3-14~18)

注) () 内は、本数間伐率

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は、次表のとおりとする。これは、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となります。

区 分	平均的な間伐間隔
標準伐期齢未満	10 年
標準伐期齢以上	20 年

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいいます。また、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものです。

(2) 間伐の標準的な方法

森林のめざす姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとします。個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を統合的に検討した上で間伐を実施するものとします。

ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木（被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木など）を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して実施します。

イ 列状間伐

1列伐採、2列残存を標準とします。

(3) 間伐を行う際の留意点

ア 沢沿いの伐倒木等は、下方へ流下しないように処理する等、山地災害防止に留意することとします。

イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業を行うものとします。

ウ アカマツの間伐木の処理にあたっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針(令和4年3月16

日付3 森推第 838 号長野県林務部長通知)に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行います。

(4) 鳥獣防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法
		実施時期	実施林齢	回数	
下刈り	全樹種	(1回目) 6月上旬 ～7月上旬 (2回目) 7月下旬 ～8月下旬	2年生～ 10年生	年1～ 2回	① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとする。こと。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講じること。
枝打ち	スギ ヒノキ	11月～5月	11年生～ 30年生	最大8m までに必要 な回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林においては、無節で完満な良質材を生産する場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変することから気象害に遭うおそれがあるため、極力避けること。
除伐	全樹種	5月～7月 (9月～3 月)	11年生～ 25年生	1回～ 2回	① 目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならない樹木は、残すことが望ましい。
つる切り	全樹種	6月上旬 ～ 7月上 旬	11年生～ 30年生	必要に 応じて 2～3回	枝打ち、除伐と並行して実施することが望ましい。

第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

1 公益的機能別施業森林の区域

公益的機能別施業森林の区域については、森林の有する機能のうち、水源涵養機能山地災害防止機能、土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定します。

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の育成が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道や集落などからの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。

2 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源涵養機能維持増進森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めます。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定めます。

区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
水源涵養機能 維持増進森林	50年	50年	55年	50年	70年	25年	30年	80年	30年

(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化機能維持増進森林

ア 区域の設定

次の①から②までに掲げる森林の区域を別表2に定めます。

- ① 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林
- ② 保健文化機能維持増進森林

イ 森林施業の方法

アに掲げる森林については、原則として長伐期施業を推進すべき森林として定めず。

これら森林においては、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において公

益的機能を確保するよう配慮することとします。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
アの ①から② の森林	おおむね 80年	おおむね 80年	おおむね 90年	おおむね 80年	おおむね 120年	おおむね 30年	おおむね 40年	おおむね 140年	おおむね 40年

3 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表3に定めます。

(2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進します。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとします。

施業種		施 業 の 方 法
植	栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 「植栽によられなければ適確な更新が困難な森林」の区域内の伐採後は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。
間	伐	おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以下の伐採とする。
主 伐	林齢	標準伐期齢以上
	伐採方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。
		伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
伐採立木材積	伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カマルタキ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。	

注) 上記の施業方法以外の森林整備を行う場合は、松本市と協議をするものとする。

【別表1】

区分	施業の方法	森林の区域					面積 (ha)
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林	1い	1ろ	1は	2い	2に	19,360.54
		3に	5ろ	5は	5に	5ほ	
		6い	6ろ	6は	6に	6ほ	
		6へ	6と	7い	7ろ	7は	
		7に	7ほ	7へ	7と	9い	
		9は	10い	10ろ	10は	10に	
		10ほ	11い	11ろ	11は	11に	
		11ほ	12い	12ろ	12は	12に	
		12ほ	13い	13ろ	13は	13に	
		14い	14ろ	14は	14に	14ほ	
		15い	15ろ	15に	19い	19ろ	
		19は	19に	19ほ	19へ	20い	
		20ろ	20は	21い	21ろ	21に	
		22い	22ろ	22は	22に	22ほ	
		23い	23は	23に	23と	24は	
		25い	25ろ	25は	25へ	26い	
		26ろ	26は	26に	26ほ	27い	
		27ろ	27は	27に	27ほ	27へ	
		27と	28い	28ろ	28は	28に	
		29い	29ろ	29は	29に	29ほ	
		30い	30ろ	30は	30に	31い	
		31ろ	31は	31に	31ほ	31へ	
		31と	31ち	32い	32ろ	32は	
		32に	32ほ	32へ	32と	33い	
		33ろ	33は	33に	33ほ	33へ	
		33と	34い	34ろ	34は	34に	
		34ほ	34へ	34と	35ろ	35は	
		35に	35ほ	35へ	36い	36ろ	
		36は	36に	36ほ	36へ	36と	
		36ち	36り	37い	39い	39ろ	
		40い	40ろ	41ろ	43い	45は	
		47い	48は	49い	49ろ	50い	
		52い	52ろ	53い	55ろ	56い	
		56ろ	63ろ	64い	64ろ	65い	
		65ろ	66い	66ろ	67い	69い	
		69ろ	70い	70ろ	72い	75ろ	
		76い	78は	78に	79い	79ろ	
		80は	80に	85い	85ろ	85は	
		89い	89ろ	90い	90は	90に	
		91い	91は	91に	91ほ	92い	
		92ろ	92に	93い	93は	94い	

		94ろ	95い	95ろ	95は	95に	
		95ほ	96い	96ろ	96は	96に	
		97い	98ろ	98ほ	99い	99ろ	
		99は	100い	100ろ	100は	100に	
		100ほ	100へ	101い	101ろ	101は	
		102い	102ろ	104い	104ろ	104は	
		106い	106ろ	106は	107ろ	107は	
		108に	109い	109ほ	110ろ	110ほ	
		111い	111ろ	111は	112い	112に	
		113い	115い	115ろ	118い	118ろ	
		118は	118に	119い	119ろ	119は	
		119に	120い	120ろ	120は	121い	
		121ろ	121は	122い	122ろ	122は	
		122に	123へ	124い	124ろ	124は	
		125ろ	125は	126い	126ろ	126は	
		126に	126ほ	137ろ	137は	138ろ	
		148い	148ろ	148は	148に	149い	
		149ろ	149は	150ろ	150は	150ほ	
		150ち	150り	151い	152は	152ほ	
		153ろ	153ほ	153へ	153と	153ち	
		155い	155ろ	155は	155に	157ほ	
		159ほ	160ろ	160ち	160る	161へ	
		162い	162ろ	162と	162ち	162り	
		163と	163ち	165ほ	165と	168ろ	
		168は	173い	174ろ	175い	175ろ	
		176い	177い	177ろ	178い	178ろ	
		187ろ	187は	187に	188い	189い	
		190い	190ろ	191い	192い	193い	
		194ろ	194は	195い	195ろ	196い	
		196ろ	196は	196に	196ほ	196へ	
		197い	197ろ	197は	197に	198い	
		198ろ	199い	199ろ	200い	201い	
		201ろ	201は	201に	203い	204い	
		204ろ	205い	206い	1001い	1001は	
		1001に	1002ろ	1002は	1002に	1002ほ	
		1003へ	1003と	1003ち	1003り	1004ろ	
		1004は	1004に	1004へ	1004ち	1004り	
		1005い	1005は	1005と	1005ち	1006い	
		1006ろ	1006は	1006に	1006ほ	1006へ	
		1006と	1006ち	1007い	1007は	1007ほ	
		1008い	1008ろ	1008は	1008に	1008ほ	
		1008へ	1008と	1009い	1009は	1009に	
		1009ほ	1009へ	1009と	1009ち	1010ろ	

1010 は	1010 に	1011 ろ	1011 へ	1011 と
1011 ち	1012 い	1012 ろ	1012 ほ	1013 い
1013 ろ	1013 ほ	1013 へ	1013 と	1014 は
1014 に	1014 ほ	1014 へ	1015 ろ	1015 は
1016 ろ	1026 い	1028 は	1028 へ	1031 は
1031 ほ	1031 と	1032 は	1033 ろ	1033 ほ
1034 い	1034 ろ	1034 は	1034 に	1034 ほ
1034 へ	1034 と	1035 は	1036 い	1036 ほ
1038 は	1039 い	1039 ろ	1039 は	1040 い
1040 ろ	1040 は	1040 に	1040 ほ	1040 へ
1040 と	1040 ち	1040 り	1041 ろ	1042 い
1042 ろ	1042 は	1043 ろ	1043 は	1043 に
1043 ほ	1043 と	1044 い	1044 ろ	1044 は
1044 ほ	1044 へ	1045 い	1045 に	1045 ほ
1046 い	1046 は	1047 い	1047 ろ	1048 ろ
1049 い	1049 ろ	1050 い	1050 ろ	1050 は
1051 い	1051 ろ	1052 い	1052 へ	1053 ろ
1053 に	1054 ろ	1054 ほ	1055 ろ	1055 は
1056 い	1056 ろ	1056 は	1057 い	1057 ろ
1057 は	1057 に	1061 ろ	1061 は	1061 に
1061 ほ	1063 に	1063 ほ	1063 と	1064 に
1064 ほ	1068 に	1068 ほ	1068 へ	1068 と
1068 ち	1069 は	1069 に	1070 い	1070 ほ
1070 へ	1071 は	1071 に	1071 ほ	1072 い
1072 に	1072 ほ	1072 と	1072 ち	1074 い
1074 は	1074 に	1074 ほ	1075 は	1075 に
1075 ほ	1075 へ	1076 ろ	1076 は	1076 に
1076 ほ	1077 い	1077 ろ	1077 は	1078 い
1079 に	1079 ほ	1079 へ	1080 い	1080 ろ
1081 い	1081 ろ	1081 は	1082 い	1082 ろ
1082 は	1083 い	1083 ろ	1083 は	1084 い
1084 ろ	1084 は	1084 に	1084 ほ	1085 い
1085 ろ	1086 い	1086 ろ	1087 い	1088 は
1088 に	1088 へ	1088 と	1089 い	1089 ろ
1089 は	1089 に	1089 ほ	1090 い	1090 は
1091 い	1091 ろ	1091 は	1092 い	1092 ろ
1092 は	1093 い	1093 ろ	1093 は	1093 に
1093 ほ	1094 い	1094 ろ	1094 は	1094 に
1094 ほ	1094 へ	1095 い	1095 ろ	1095 に
1098 ろ	1098 は	1098 に	1099 い	1099 ろ
1099 は	1099 に	1100 い	1100 ろ	1100 は
1100 に	1100 ほ	1100 へ	1100 と	1100 ち
1100 り	1101 は	1102 い	1102 は	1102 に

1102 ほ	1102 へ	1103 ろ	1103 は	1103 に
1105 は	1105 ほ	1106 へ	1106 り	1107 ろ
1107 は	1107 に	1107 ほ	1108 い	1108 ろ
1108 は	1108 に	1108 ほ	1108 へ	1109 い
1109 ろ	1109 は	1109 に	1109 ほ	1109 へ
1109 と	1110 い	1110 ろ	1110 は	1110 ほ
1110 へ	1110 と	1110 ち	1110 り	1111 は
1112 い	1112 ろ	1112 は	2003 に	2004 ろ
2004 は	2005 ろ	2005 は	2005 に	2005 ほ
2005 と	2006 い	2006 ろ	2006 は	2007 い
2007 ろ	2007 は	2007 に	2007 ほ	2007 へ
2008 ろ	2008 は	2008 に	2008 ほ	2008 へ
2009 い	2009 ろ	2009 は	2010 い	2010 ろ
2010 は	2010 に	2011 ろ	2012 に	2014 へ
2014 と	2016 い	2016 へ	2017 ろ	2017 に
2018 い	2018 ろ	2018 は	2018 に	2018 ほ
2018 へ	2020 い	2020 ろ	2021 い	2021 ろ
2022 い	2022 ろ	2022 は	2022 に	2023 い
2023 ろ	2023 は	2023 に	2023 ほ	2024 い
2025 い	2025 ろ	2025 は	2026 い	2026 ろ
2026 は	2027 い	2027 ろ	2027 は	2027 に
2028 い	2028 ろ	2028 は	2028 に	2028 へ
2028 と	2029 い	2029 ろ	2029 は	2029 に
2029 ほ	2029 へ	2029 と	2030 い	2030 ろ
2030 は	2030 に	2030 ほ	2030 へ	2031 い
2032 い	2032 ろ	2032 は	2032 に	2032 へ
2032 と	2032 ち	2034 い	2035 い	2035 は
2037 い	2037 ろ	2037 は	2039 い	2039 ろ
2039 は	2039 に	2039 ほ	2041 い	2041 ろ
2041 は	2042 い	2042 ろ	2042 は	2042 に
2042 ほ	2043 ろ	2046 へ	2046 と	2046 ち
2047 ろ	2047 は	2047 に	2050 い	2050 は
2050 ほ	2050 と	2050 り	2051 へ	2052 ろ
2052 ほ	2056 い	2060 い	2060 ろ	2060 へ
2061 に	2061 ほ	2064 ほ	2065 ろ	2065 は
2066 は	2067 ろ	2068 い	2068 ろ	2070 に
2070 ほ	2071 い	2071 ろ	2071 は	2071 に
2073 は	2074 ろ	2075 は	2077 い	2079 い
2079 に	2080 へ	2081 に	2082 い	2083 い
2084 い	3005 い	3005 ろ	3005 は	3005 に
3006 ろ	3006 は	3006 に	3007 ろ	3007 へ
3007 と	3008 ほ	3009 い	3009 は	3009 に
3009 ほ	3009 へ	3010 は	3010 に	3010 ほ

3010	へ	3011	い	3011	ろ	3011	は	3012	ほ
3012	へ	3012	と	3012	ち	3012	り	3013	い
3013	ろ	3013	は	3013	に	3014	い	3014	ろ
3014	は	3014	に	3014	ほ	3015	い	3015	ろ
3015	は	3015	に	3015	ほ	3015	へ	3015	と
3016	い	3016	ろ	3016	は	3016	に	3016	ほ
3016	へ	3017	い	3017	ろ	3017	は	3017	に
3017	ほ	3017	へ	3017	と	3021	ろ	3021	は
3021	に	3021	ほ	3022	い	3022	ろ	3022	は
3022	に	3022	ほ	3023	ろ	3023	に	3023	と
3023	ち	3024	ろ	3024	は	3024	に	3024	ほ
3026	い	3026	ろ	3026	は	3026	に	3026	ほ
3026	へ	3026	と	3026	ち	3026	り	3026	ぬ
3026	る	3026	を	3026	わ	3026	か	3027	は
3027	に	3027	ほ	3027	へ	3027	と	3028	い
3028	ろ	3028	は	3029	い	3029	ろ	3029	は
3029	に	3030	い	3030	ろ	3030	は	3030	に
3030	ほ	3031	い	3031	ろ	3031	は	3031	に
3031	ほ	3031	へ	3031	と	3032	い	3032	ろ
3032	は	3032	に	3034	ほ	3035	い	3035	は
3036	い	3036	ろ	3036	は	3036	に	3037	ち
3037	り	3038	ほ	3038	へ	3038	り	3038	か
3039	い	3039	ろ	3039	は	3039	と	3039	ち
3039	り	3039	ぬ	3040	ほ	3040	へ	3040	と
3040	ち	3040	り	3040	る	3041	い	3041	ろ
3041	は	3041	に	3041	ほ	3041	へ	3041	と
3042	い	3043	ほ	3044	と	3044	ち	3044	り
3044	ぬ	3047	い	3047	ろ	3047	は	3047	に
3048	い	3048	ろ	3048	は	3048	に	3051	は
3052	ろ	3052	は	3061	い	3061	ろ	3062	い
3062	ろ	3062	は	3063	い	3063	ろ	3063	は
3063	に	3063	ほ	3064	い	3064	ろ	3064	は
3065	い	3065	ろ	3065	は	3065	に	3065	ほ
3065	へ	3066	い	3066	ろ	3066	は	3066	に
3066	ほ	3066	へ	3067	い	3068	い	3069	い
4001	い	4001	ろ	4001	ほ	4001	と	4011	は
4011	に	4011	ほ	4014	い	4014	ろ	4015	は
4016	は	4017	い	4017	ろ	4017	は	4017	に
4017	ほ	4017	へ	4023	ろ	4025	い	4025	ろ
4026	い	4027	い	4027	ろ	4027	は	5001	い
5001	ろ	5001	は	5004	は	5004	に	5005	い
5005	ろ	5005	は	5008	に	5008	へ	5010	い
5011	は	5012	い	5013	い	5013	ろ	5013	は

	5013に 5016い 5016ろ 5016は 5021い 5022い 5022ろ 5022は 5023い 5023ろ 5023は 5024い 5025い 5025ろ 5025は 5025に 5025ほ 5026い 5026ろ 5026は 5027い 5028い 5028ろ 5029い 5029ろ 5029は 5030い 5030ろ 5030は 5031い 5031ろ 5031は 5031に 5031ほ 5031へ 5032い 5032ろ 5032は 5032に 5032ほ 5033い 5038い 5038ろ 5038は 5039い 5039ろ 5039は 5039に 5040い 5040ろ 5041い 5041ろ 5041は 5042い 5042ろ 5042は 5043い 5043ろ 5044い 5044ろ 5044は 5044に 5044ほ 5045い 5045ろ 5046い 5046ろ 5046は 5047い 5047ろ 5048い 5048ろ 5048は 5048に 5051い 5051ろ 5051は 5051に 5052い 5052ろ 5052は 5053い 5053ろ 5053は 5054い 5054ろ 5054は 5055い 5055ろ 5055は 5055に 5056い 5056ろ 5056は 5056に 5056ほ 5057い 5057ろ 5057は 5058い 5058ろ 5058は 5059い 5059ろ 5059は 5059に 5060い	
長伐期施業を推進すべき森林	37ろ 37は 37に 38い 38ろ 38は 38に 38ほ 41い 42い 42ろ 56は 57い 57ろ 58い 58ろ 59い 59ろ 60い 60ろ 61い 61ろ 62い 62ろ 62は 71い 71ろ 73い 1055い 1058い 1058ろ 1058は 1058に 1058ほ 1059い 1059ろ 1059は 1059に 1060い 1060ろ 1060は 1060に 1073い 1073ろ 1073は 1073に 1073へ 1075と 1076い 1111い 1111ろ 2005い 2005ち 2017へ 2017と 2059ほ 3006い 3007に 3007ほ 3010い 3010ろ 3010ほ 3013ほ 3034に 3036へ 3037ろ 3037は 3037に 3037ほ 3037へ 3037と 3049い 3049ろ 3049は 3050い 3050ろ 3050は 3050に 3050ほ 3050へ 3051い 3051ろ 3052ほ 3053い 3053ろ 3053は 3054ろ 3054ほ 3055ろ 3055は 3055に 3055ほ 3055と 3066ち	2,096.49

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域					面積 (ha)
山地災害防止、土壌保全機能維持増進森林	長伐期施業を推進すべき森林	1い	1ろ	1に	4ろ	8は	9,785.33
		8に	10い	10ろ	12に	13ろ	
		14は	14ほ	15ろ	15は	16い	
		16ろ	16は	17ろ	17は	17に	
		17ほ	18ろ	19い	19ほ	24は	
		25へ	27い	27に	27ほ	27へ	
		27と	29い	29ろ	29へ	35い	
		43ろ	43は	44は	44に	48ろ	
		49は	50ろ	51い	54い	55い	
		55は	56は	59い	59ろ	60ろ	
		60は	61ろ	62ろ	63ろ	69い	
		71い	72い	73い	74い	78い	
		78ろ	78は	78に	79ろ	80い	
		80ろ	80に	81い	81ろ	81は	
		81に	82ろ	83は	84い	84ろ	
		84は	84に	85い	85ろ	85は	
		86い	86ろ	87に	88い	88ろ	
		88は	92い	93い	93ろ	93は	
		98は	103に	105い	105ろ	105は	
		106い	109い	109ろ	112ろ	112は	
		113ろ	117へ	123い	123ろ	123は	
		123に	123ほ	125は	125に	126い	
		134に	134ほ	135い	135ろ	136へ	
		141に	142ろ	142と	143は	145い	
		145に	146ろ	146ほ	148い	149は	
		150ち	150り	151ろ	151は	153ろ	
		153は	153に	153へ	159ほ	159へ	
		160に	160ほ	160ち	161ち	162い	
		162ろ	162と	162ち	162り	162ぬ	
		163い	163に	163ほ	163へ	164い	
		164ろ	164は	164に	164ほ	164へ	
		164と	165い	165ろ	165は	165に	
		165ほ	165へ	165ち	166い	166ろ	
		168い	169い	170い	171い	172い	
		173い	174い	178は	179い	179ろ	
		179は	179に	180い	181い	181ろ	
		182い	183い	184い	185い	186い	
		187い	194い	200ろ	202い	202ろ	
		202は	1001い	1001ろ	1001は	1001に	
		1002い	1002ろ	1002は	1002ほ	1002へ	

		1003い	1003ろ	1003は	1003に	1003ほ	
		1003と	1003り	1004い	1004に	1004ほ	
		1004ち	1004り	1005い	1005ろ	1005は	
		1005ち	1006い	1006ろ	1006は	1006に	
		1006ほ	1006ち	1007い	1007ろ	1007は	
		1007に	1007ほ	1008い	1008に	1008ほ	
		1008へ	1009い	1009は	1009に	1009ほ	
		1009へ	1010い	1010ろ	1010は	1010に	
		1010ほ	1011い	1011ろ	1011は	1011に	
		1011ほ	1011へ	1011と	1011ち	1012に	
		1012ほ	1013い	1013ろ	1013に	1014い	
		1014ろ	1014は	1014に	1014ほ	1014へ	
		1015い	1015ろ	1016い	1017い	1019ち	
		1020ろ	1020ほ	1020へ	1021い	1021は	
		1022い	1022ろ	1022は	1022に	1022ほ	
		1022へ	1023い	1023ろ	1023は	1023に	
		1023ほ	1023へ	1023と	1024い	1024ろ	
		1024は	1025い	1025ろ	1025は	1025に	
		1026ろ	1026は	1026に	1026ほ	1027ろ	
		1027は	1027ほ	1028ろ	1028は	1028に	
		1028ほ	1028と	1029は	1029に	1030い	
		1030ろ	1031い	1031ろ	1031に	1031へ	
		1032い	1032ろ	1032へ	1033い	1033は	
		1033に	1035に	1035へ	1036い	1036は	
		1036に	1037い	1037ろ	1037は	1037に	
		1038い	1038ろ	1040ろ	1040ち	1041い	
		1041ろ	1041は	1041に	1041ほ	1041へ	
		1041と	1042ろ	1042は	1043は	1043と	
		1044ろ	1044に	1044ほ	1044へ	1044と	
		1045い	1045ろ	1045は	1045ほ	1046ろ	
		1048は	1052い	1052は	1052に	1052ほ	
		1052へ	1053い	1053ろ	1053は	1053に	
		1054い	1054ろ	1055い	1058い	1058ろ	
		1058は	1058に	1058ほ	1059い	1059ろ	
		1059は	1059に	1059ほ	1060い	1060ろ	
		1060は	1060に	1060ほ	1061ろ	1061は	
		1061に	1061ほ	1062い	1062ろ	1062は	
		1063い	1063は	1063に	1063ほ	1063と	
		1063ち	1064は	1064に	1065い	1065ろ	
		1065は	1065に	1066ろ	1066は	1066ほ	
		1067ろ	1067は	1067に	1067ほ	1067へ	
		1067と	1068ろ	1068へ	1068と	1068ち	
		1068り	1069ろ	1069は	1071い	1072ろ	

		1072 は	1072 へ	1072 と	1073 い	1073 ろ	
		1073 は	1073 に	1073 へ	1074 ろ	1075 と	
		1076 い	1077 い	1077 は	1079 い	1079 ろ	
		1079 は	1088 い	1088 ろ	1090 ろ	1095 ほ	
		1096 い	1097 は	1097 に	1097 ほ	1097 へ	
		1101 い	1101 は	1101 に	1101 ほ	1101 へ	
		1102 ろ	1103 い	1103 ろ	1103 は	1103 に	
		1103 ほ	1104 い	1104 ろ	1104 は	1105 い	
		1105 ろ	1105 は	1105 に	1106 い	1106 ろ	
		1106 は	1106 に	1106 ほ	1106 へ	1106 と	
		1106 ち	1106 り	1106 む	1107 い	1107 ほ	
		1107 へ	1108 ほ	1108 へ	1108 と	1110 に	
		1111 い	1111 ろ	2001 い	2001 ろ	2001 は	
		2001 に	2001 ほ	2001 へ	2002 い	2002 ろ	
		2002 は	2002 に	2003 い	2003 ろ	2003 は	
		2004 い	2004 に	2005 い	2005 へ	2005 と	
		2005 ち	2008 い	2008 に	2008 へ	2011 は	
		2011 に	2011 ほ	2013 い	2013 ろ	2013 は	
		2013 に	2013 ほ	2013 へ	2013 と	2014 い	
		2014 ほ	2015 い	2015 ろ	2015 は	2015 に	
		2015 ほ	2015 へ	2015 と	2015 ち	2016 い	
		2016 と	2019 ろ	2030 と	2032 ほ	2034 ろ	
		2034 は	2034 に	2034 ほ	2040 い	2040 ろ	
		2040 は	2040 に	2040 ほ	2040 へ	2043 い	
		2043 ろ	2043 は	2043 に	2044 い	2044 ろ	
		2044 は	2044 に	2044 ほ	2044 へ	2044 と	
		2045 い	2045 ろ	2045 は	2046 い	2046 ろ	
		2046 は	2046 に	2046 ほ	2047 い	2048 い	
		2048 ろ	2048 は	2048 に	2048 ほ	2049 い	
		2049 ろ	2049 は	2049 に	2049 ほ	2049 へ	
		2050 む	2051 い	2051 ろ	2051 は	2051 に	
		2051 ほ	2051 へ	2051 と	2052 い	2052 ろ	
		2052 は	2052 に	2052 ほ	2052 と	2052 ち	
		2053 い	2053 に	2053 へ	2053 と	2054 ろ	
		2054 と	2055 い	2055 に	2055 へ	2056 ち	
		2057 い	2057 ろ	2058 に	2059 い	2059 は	
		2059 に	2059 ほ	2060 は	2060 に	2060 ほ	
		2060 と	2061 ほ	2062 い	2066 い	2067 い	
		2067 ろ	2068 ろ	2069 い	2069 ろ	2070 ほ	
		2071 に	2073 い	2073 ろ	2074 い	2074 は	
		2075 い	2077 ろ	2077 は	2077 に	2077 ほ	
		2077 へ	2078 ろ	2078 に	2078 ほ	2078 へ	
		2079 ろ	2079 は	2079 と	2079 ち	2079 り	

		2080 と	2081 い	2081 ろ	2081 は	2081 に	
		2081 ほ	3001 い	3001 ろ	3001 は	3001 に	
		3002 い	3002 ろ	3002 は	3002 に	3003 に	
		3003 ほ	3003 へ	3003 と	3003 ち	3004 い	
		3004 ろ	3004 は	3004 に	3006 い	3007 い	
		3007 は	3007 に	3007 ほ	3008 い	3008 ろ	
		3008 は	3008 に	3008 ほ	3008 へ	3008 と	
		3009 ろ	3010 い	3010 ろ	3010 ほ	3012 い	
		3012 ろ	3012 は	3012 に	3013 ほ	3018 ろ	
		3019 に	3020 ろ	3020 は	3020 へ	3021 へ	
		3021 と	3023 い	3024 へ	3025 い	3025 ろ	
		3025 は	3025 に	3025 ほ	3025 へ	3025 と	
		3026 か	3027 い	3027 ろ	3027 ほ	3027 へ	
		3027 と	3028 い	3028 ろ	3028 は	3034 い	
		3034 ろ	3034 は	3035 に	3036 い	3036 ほ	
		3036 へ	3037 ろ	3037 は	3037 に	3037 ほ	
		3037 へ	3037 と	3040 い	3040 ろ	3040 は	
		3040 に	3040 り	3040 ぬ	3040 る	3042 ろ	
		3042 は	3042 に	3042 ほ	3042 へ	3043 い	
		3043 ろ	3043 は	3043 に	3044 い	3044 ろ	
		3044 る	3045 い	3045 ろ	3045 は	3045 に	
		3046 い	3046 ろ	3046 は	3049 い	3049 ろ	
		3049 は	3049 に	3050 ろ	3050 と	3051 い	
		3051 ろ	3051 に	3052 い	3052 に	3052 ほ	
		3053 い	3053 ろ	3053 は	3053 に	3054 い	
		3054 ろ	3054 は	3054 に	3054 ほ	3055 い	
		3055 ろ	3055 に	3056 ほ	3060 は	3066 と	
		3066 ち	4001 は	4001 に	4001 へ	4002 い	
		4002 ろ	4002 は	4003 い	4003 ろ	4003 は	
		4004 い	4004 ろ	4004 は	4004 に	4004 ほ	
		4005 い	4005 ろ	4005 は	4005 に	4005 ほ	
		4005 へ	4005 と	4006 い	4006 ろ	4007 い	
		4007 ろ	4007 は	4007 に	4007 ほ	4007 へ	
		4007 と	4007 ち	4007 り	4008 い	4008 ろ	
		4008 は	4008 に	4009 い	4009 ろ	4009 は	
		4009 に	4009 ほ	4009 へ	4009 と	4010 い	
		4010 ろ	4010 は	4010 に	4010 ほ	4011 い	
		4011 は	4011 へ	4012 い	4012 ろ	4012 は	
		4012 に	4012 ほ	4013 い	4013 ろ	4013 は	
		4013 に	4014 い	4014 は	4014 に	4014 ち	
		4014 り	4015 い	4015 ろ	4016 い	4016 に	
		4016 ほ	4017 ほ	4018 い	4018 ろ	4018 は	
		4018 に	4018 ほ	4019 い	4019 ろ	4019 は	

		4020い 4020ろ 4020は 4020に 4021い 4023い 4023ろ 4023は 4023に 4024ろ 5002い 5002ろ 5003い 5003ろ 5004い 5004ろ 5007に 5007ほ 5008い 5008ろ 5008は 5009い 5009は 5009に 5010い 5011い 5011ろ 5011に 5014い 5014ろ 5014は 5014に 5015い 5015ろ 5015は 5017い 5017ろ 5017は 5017に 5017ほ 5017へ 5018い 5018ろ 5018は 5019い 5019ろ 5020い 5020ろ 5020は 5020に 5021ろ 5023い	
保健文化機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	90ほ 125い 3055ち 4020へ	9.46
	長伐期施業を推進すべき森林	29い 29ろ 37ろ 37は 37に 38い 38ろ 38は 38に 38ほ 41い 42い 42ろ 56は 57い 57ろ 58い 58ろ 60い 60ろ 60は 61い 61ろ 62い 62ろ 62は 71ろ 81に 86い 86ろ 87に 88い 143に 150に 150へ 150と 167は 167に 2011に 2016ろ 2016は 2016に 2017へ 2017と 2054は 2054に 2059ろ 2059は 2059に 2059ほ 3033い 3033ろ 3033は 3033に 3033ほ 3034い 3034ろ 3034は 3034に 3035ろ 3035に 3038は 3038に 3038と 3045に 3050い 3050ろ 3050は 3050に 3050ほ 3050へ 3050と 3051い 3051ろ 3052い 3052に 3052ほ 3053い 3053ろ 3053は 3053に 3053ほ 3054い 3054ろ 3054は 3054に 3054ほ 3055い 3055ろ 3055は 3055に 3055ほ 3055へ 3055と 3056い 3056ろ 3056は 3056に 3056ほ 3056へ 3056と 3057い 3057ろ 3057は 3057に 3058い 3058ろ 3059い 3059ろ 3059は 3059に 3059ほ 3059へ 3059と 3059ち 3059り 3059ぬ 3060い 3060ろ 3060は	2,482.61

		3060に 4023は	
--	--	-------------	--

※ 別表2の公益的機能別森林のうち長伐期施業を推進すべき森林は重複する。

【別表3】

区分	公益的機能との重複	施業の方法	森林の区域					面積 (ha)
木材生産機能維持増進森林	なし	皆伐	2ろ	2は	2ほ	3い	3ろ	6,567.68
			3は	3ほ	3へ	4い	4ろ	
			4は	4に	5い	5へ	5と	
			8い	8ろ	8は	8に	9ろ	
			16い	16ろ	17い	17に	17へ	
			18い	18ろ	18は	18に	21は	
			23ろ	24い	24ろ	24に	24ほ	
			24へ	24と	25に	25ほ	27と	
			39は	44い	44ろ	44に	45い	
			45ろ	46い	46ろ	46は	48い	
			68い	75い	77い	82い	82ろ	
			82は	83い	83ろ	83は	84は	
			86に	87い	87ろ	87は	90ろ	
			91ろ	92は	94は	94に	96ほ	
			97ろ	97は	98い	98は	98に	
			101に	102は	102に	103い	103ろ	
			103は	103に	106は	107い	108い	
			108ろ	109は	109に	110い	110は	
			110に	112ろ	112は	113ろ	114い	
			114ろ	114に	114ほ	115ろ	115は	
			116い	116ろ	116は	117い	117ろ	
			117は	117に	117ほ	128い	128ろ	
			128は	128に	128ほ	130い	130ろ	
			132は	132に	133と	134い	134ろ	
			134は	134に	134ほ	135い	135ろ	
			135は	136い	136ろ	136は	136に	
			136ほ	136へ	137い	138い	138は	
			138に	138ほ	139い	139ろ	139は	
			139に	139ほ	139へ	139と	140い	
			140ろ	140は	140に	140ほ	140へ	
141い	141ろ	141は	141に	142い				
142ろ	142は	142に	142ほ	142へ				
142と	142ち	143い	143ろ	143は				
144い	144ろ	144は	144に	145ろ				
145は	146い	146は	146に	146ほ				

			146へ	147い	147ろ	147は	147に	
			147ほ	148ほ	151は	151に	151ほ	
			151へ	151と	151ち	152い	152ろ	
			152に	152へ	152と	152ち	153い	
			154い	154ろ	154は	154に	154ほ	
			154へ	154と	154ち	155ほ	155へ	
			156い	156ろ	156は	156に	156ほ	
			156と	157い	157ろ	157は	157に	
			157へ	158い	158ろ	158に	158ほ	
			158へ	158と	159い	159ろ	159は	
			159に	159へ	159と	159ち	159り	
			160い	160は	160に	160へ	160と	
			160り	160ぬ	160を	160わ	161い	
			161ろ	161は	161に	161ほ	161ち	
			161り	161ぬ	162ぬ	163い	163ろ	
			163は	163ほ	164に	165へ	167い	
			167ろ	1002へ	1003は	1003に	1003ほ	
			1004と	1005ろ	1005に	1005ほ	1005へ	
			1009ろ	1012は	1013は	1014い	1017い	
			1017ろ	1017は	1017に	1017ほ	1017へ	
			1017と	1018い	1018ろ	1018は	1018に	
			1019い	1019ろ	1019は	1019に	1019ほ	
			1019へ	1019と	1019ち	1020い	1020ろ	
			1020は	1020に	1021ろ	1023と	1027い	
			1027ろ	1027は	1027に	1027ほ	1028い	
			1028ほ	1029い	1029ろ	1032い	1032ろ	
			1032は	1032に	1032ほ	1032へ	1033い	
			1033に	1033へ	1035い	1035ろ	1035ほ	
			1036ろ	1036に	1036へ	1039に	1042に	
			1043い	1043へ	1044に	1044と	1046ろ	
			1046に	1047は	1047に	1048い	1051は	
			1051に	1052ろ	1052は	1052に	1052ほ	
			1053い	1053ろ	1053は	1054い	1054は	
			1054に	1061い	1063い	1063ろ	1063は	
			1064い	1064ろ	1064は	1066い	1066ろ	
			1066は	1066に	1066ほ	1066へ	1067い	
			1067ろ	1067と	1068い	1068ろ	1068は	
			1068り	1069い	1069ろ	1070ろ	1070は	
			1070に	1070と	1071ろ	1072ろ	1072は	
			1072へ	1074へ	1075い	1075ろ	1089へ	
			1094と	1095は	1095ほ	1096い	1096ろ	
			1096は	1096に	1097い	1097ろ	1097に	
			1097ほ	1097へ	1098い	1100へ	1101ろ	

			1101に 1104は 2016ほ 2050へ 2051ほ 2052と 2054ち 2055へ 2057へ 2060ほ 2062い 2062へ 2063ほ 2067は 2072い 2076い 2077と 2078は 2079と 2080ほ 3018い 3020い 3021い 3037い 3038る 3044は 4011ろ 4020ほ 4022ろ 5006ろ 5007は 5009い	1102と 1105に 2035ろ 2050ち 2051と 2053ろ 2055ろ 2056へ 2057と 2061い 2062ろ 2063い 2065い 2067に 2072ろ 2076ろ 2077ち 2079ろ 2080い 3003い 3018ろ 3020ろ 3023い 3038い 3038を 3044に 4014ほ 4021い 4022は 5006は 5007に 5009ろ	1103い 1107へ 2037に 2050ぬ 2052い 2053は 2055は 2057は 2058い 2061ろ 2062は 2063ろ 2066ろ 2070い 2073い 2076は 2077り 2079は 2080ろ 3003ろ 3019い 3020は 3023は 3038ろ 3038わ 3044ほ 4014へ 4021ろ 4024い 5006に 5007へ 5017ろ	1104い 1107と 2050ろ 2051い 2052に 2054い 2055に 2057に 2058ろ 2061は 2062に 2063は 2066に 2070ろ 2073に 2076に 2077ぬ 2079ほ 2080は 3003は 3019ろ 3020に 3023ほ 3038ち 3039へ 4011へ 4014と 4021は 4024は 5007い 5008ほ 5017へ	
あり	伐期の 延長を 推進す べき森 林	1い 5ほ 6へ 7に 10い 11い 12い 13い 14ろ 15ろ 19に	1ろ 6ろ 6と 7ほ 10ろ 11ろ 12ろ 13ろ 14は 15に 19ほ	1は 6は 7い 7へ 10は 11は 12は 13は 14に 19い 19へ	2い 6に 7ろ 7と 10に 11に 12に 13に 14ほ 19ろ 20い	2に 6ほ 7は 9は 10ほ 11ほ 12ほ 14い 15い 19は 20ろ	12,461.52

			20は	21い	21ろ	21に	22い	
			22ろ	22は	22に	22ほ	23い	
			23は	23に	23と	24は	25い	
			25ろ	25は	25へ	26い	26ろ	
			26は	26に	26ほ	27い	27ろ	
			27は	27に	27ほ	27へ	27と	
			28い	28ろ	28は	28に	29い	
			29ろ	29は	29に	29ほ	30い	
			30ろ	30は	30に	31い	31ろ	
			31は	31に	31ほ	31へ	31と	
			31ち	32い	32ろ	32は	32に	
			32ほ	32へ	32と	33い	33ろ	
			33は	33に	33ほ	33へ	33と	
			34い	34ろ	34は	34に	34ほ	
			34へ	34と	35ろ	35は	35に	
			35ほ	35へ	36い	36ろ	36は	
			36に	36ほ	36へ	36と	36ち	
			36り	37い	39い	39ろ	40い	
			40ろ	41ろ	43い	45は	47い	
			48は	49い	49ろ	50い	52い	
			52ろ	53い	56い	56ろ	63ろ	
			64い	64ろ	65い	65ろ	66い	
			66ろ	67い	69い	69ろ	70い	
			70ろ	72い	75ろ	76い	78は	
			78に	79い	79ろ	80は	80に	
			85い	85ろ	85は	89い	89ろ	
			90い	90は	90に	91い	91は	
			91に	91ほ	92に	93い	93は	
			94い	94ろ	95い	95ろ	95は	
			95に	95ほ	96い	96ろ	96は	
			96に	97い	99い	99ろ	99は	
			100い	100ろ	100は	100に	100ほ	
			100へ	101い	101ろ	101は	102い	
			102ろ	104い	104ろ	104は	106い	
			106ろ	106は	107ろ	107は	108に	
			109い	110ろ	110ほ	111い	111ろ	
			111は	112い	112に	113い	115い	
			115ろ	125ろ	125は	126い	126ろ	
			126は	126に	126ほ	137ろ	137は	
			138ろ	148い	148ろ	148は	148に	
			149い	149ろ	149は	150ろ	150は	
			150ほ	150ち	150り	151い	152は	
			152ほ	153ろ	153ほ	153へ	153と	

			153ち	155い	155ろ	155は	155に	
			157ほ	159ほ	160ろ	160ち	160る	
			161へ	162い	162ろ	162と	162ち	
			162り	163と	163ち	165ほ	165と	
			168は	174ろ	175い	175ろ	176い	
			177い	177ろ	178い	178ろ	187ろ	
			187は	187に	188い	189い	190い	
			190ろ	191い	192い	193い	194ろ	
			194は	195い	195ろ	196い	196ろ	
			196は	196に	196ほ	196へ	197い	
			197ろ	197は	197に	198い	198ろ	
			199い	199ろ	200い	201い	201ろ	
			201は	201に	203い	204い	204ろ	
			205い	1012い	1012ろ	1012ほ	1013い	
			1013ろ	1013ほ	1013へ	1013と	1014は	
			1014に	1014ほ	1014へ	1028は	1028へ	
			1031は	1031ほ	1031と	1032は	1033ろ	
			1033ほ	1034い	1034ろ	1034は	1034に	
			1034ほ	1034へ	1034と	1035は	1036い	
			1036ほ	1048ろ	1049い	1049ろ	1050い	
			1050ろ	1050は	1051い	1051ろ	1054ろ	
			1054ほ	1055ろ	1055は	1063ほ	1063と	
			1074い	1074は	1074に	1074ほ	1075は	
			1075に	1075ほ	1075へ	1076ろ	1076は	
			1076に	1076ほ	1077い	1077ろ	1077は	
			1078い	1079に	1079ほ	1079へ	1087い	
			1088は	1088に	1088へ	1088と	1089い	
			1089ろ	1089は	1089に	1089ほ	1095い	
			1098ろ	1098に	1099い	1099ろ	1099は	
			1099に	1100ろ	1100に	1100ほ	1100へ	
			1100ち	1105は	1105ほ	1106り	1107に	
			1107ほ	1108い	1108ろ	1108は	1108に	
			1108ほ	1108へ	1109い	1109ろ	1109は	
			1109に	1109ほ	1109へ	1109と	1110い	
			1110ろ	1110は	1110ほ	1110へ	1110と	
			1110ち	1110り	2008ろ	2008は	2008に	
			2008ほ	2008へ	2009い	2009ろ	2009は	
			2010い	2010ろ	2010は	2010に	2011ろ	
			2012に	2014へ	2014と	2016い	2016へ	
			2017ろ	2017に	2018い	2018ろ	2018は	
			2018に	2018ほ	2018へ	2022い	2022ろ	
			2022は	2022に	2023い	2023ろ	2023は	
			2023に	2023ほ	2024い	2025い	2025ろ	

			2025 は	2026 い	2026 ろ	2026 は	2027 い	
			2027 ろ	2027 は	2027 に	2028 い	2028 ろ	
			2028 は	2028 に	2028 へ	2028 と	2029 い	
			2029 ろ	2029 は	2029 に	2029 ほ	2029 へ	
			2029 と	2030 い	2030 ろ	2030 は	2030 に	
			2030 ほ	2030 へ	2031 い	2032 い	2032 ろ	
			2032 は	2032 に	2032 へ	2032 と	2032 ち	
			2034 い	2035 い	2035 は	2037 い	2037 ろ	
			2037 は	2050 い	2050 は	2050 ほ	2050 と	
			2050 ろ	2052 ろ	2052 ほ	2056 い	2060 い	
			2060 ろ	2060 へ	2061 に	2061 ほ	2064 ほ	
			2065 ろ	2065 は	2066 は	2079 い	2079 に	
			3021 ろ	3022 ほ	3031 い	3031 ろ	3031 は	
			3031 に	3031 ほ	3031 へ	3031 と	3032 い	
			3032 ろ	3032 は	3032 に	3037 ち	3037 ろ	
			3038 ほ	3038 へ	3038 ろ	3038 か	3040 ほ	
			3040 へ	3040 と	3040 ち	3040 ろ	3040 る	
			3041 い	3041 ろ	3041 は	3041 に	3041 ほ	
			3041 へ	3041 と	3042 い	3043 ほ	3044 と	
			3044 ち	3044 ろ	3044 む	3047 い	3047 ろ	
			3047 は	3047 に	3048 い	3048 ろ	3048 は	
			3048 に	3061 い	3061 ろ	3062 い	3062 ろ	
			3062 は	3063 い	3063 ろ	3063 は	3063 に	
			3063 ほ	3064 い	3064 ろ	3064 は	3065 い	
			3065 ろ	3065 は	3065 に	3065 ほ	3065 へ	
			3066 い	3066 ろ	3066 は	3066 に	3066 ほ	
			3066 へ	3067 い	3068 い	3069 い	4001 い	
			4001 ろ	4001 ほ	4001 と	4011 は	4011 に	
			4011 ほ	4014 い	4014 ろ	4015 は	4016 は	
			4017 い	4017 ろ	4017 は	4017 に	4017 ほ	
			4017 へ	4023 ろ	4025 い	4025 ろ	4026 い	
			4027 い	4027 ろ	4027 は	5001 い	5001 ろ	
			5001 は	5004 は	5005 い	5005 ろ	5005 は	
			5008 に	5008 へ	5010 い	5011 は	5016 い	
			5016 ろ	5016 は	5021 い	5022 い	5022 ろ	
			5022 は	5023 い	5023 ろ	5023 は	5024 い	
			5025 い	5025 ろ	5025 は	5025 に	5025 ほ	
			5026 い	5026 ろ	5026 は	5027 い	5028 い	
			5028 ろ	5029 い	5029 ろ	5029 は	5030 い	
			5030 ろ	5030 は	5031 い	5031 ろ	5031 は	
			5031 に	5031 ほ	5031 へ	5032 い	5032 ろ	
			5032 は	5032 に	5032 ほ	5033 い	5038 い	
			5038 ろ	5038 は	5039 い	5039 ろ	5039 は	

		5039に 5044ほ 5046は 5048は 5051に 5053ろ 5055い 5056ろ 5057ろ 5059い	5044い 5045い 5047い 5048に 5052い 5053は 5055ろ 5056は 5057は 5059ろ	5044ろ 5045ろ 5047ろ 5051い 5052ろ 5054い 5055は 5056に 5058い 5059は	5044は 5046い 5048い 5051ろ 5052は 5054ろ 5055に 5056ほ 5058ろ 5059に	5044に 5046ろ 5048ろ 5051は 5053い 5054は 5056い 5057い 5058は 5060い	
	長伐期 施業を 推進す べき森 林	150に 3033い 3057い 3058ろ	150へ 3033ろ 3057ろ	150と 3033は 3057は	2017へ 3033に 3057に	2017と 3033ほ 3058い	338.63
特に効率 的な施業 が可能な 森林	皆伐 <u>※人工 林につ いては 原則と して主 伐後に は植栽 による 更新を 行うこ と。</u>	23ほ 86ほ 1063へ 2012い 2014に 2021は 2028ほ 2056に 2064は 3039に	23へ 86へ 1073ほ 2012ろ 2017い 2021に 2053ほ 2056ほ 2064に 3039ほ	48に 108は 1088ほ 2012は 2017は 2021ほ 2054ほ 2056と 2075は	63い 156へ 2001と 2014ろ 2017ほ 2021へ 2056ろ 2064い 2075に	86は 158は 2011い 2014は 2019い 2027ほ 2056は 2064ろ 3024い	677.89
		「特に効率的な施業が可能な森林」の区域設定基準 1 人工林が過半数 2 地位3以上の森林が過半 3 平均傾斜が30度以下 4 道から林小班までの距離が200m以内 5 制限林は除外 6 1から5の全てに該当し、市町村が施業可能と判断した箇所					

※ 特に効率的な施業が可能な森林の区域は、木材生産機能維持増進森林に含まれる。

4 その他

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

現在、松本市では森林整備を実施している NPO 法人はなく、森林法第 10 条の 11 第 2 項に定める事業実施協定は締結していません。

今後、森林整備を実施するうえで施業実施協定の締結が必要となった場合は、県、市が必要な助言を行って協定締結につなげます。

第 5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林組合等の林業事業者による森林経営計画の作成を促進し、持続的な森林経営を推進します。

2 森林の経営の受委託等による規模の拡大を促進するための方策

次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進します。

- (1) 森林組合等林業事業者、特定非営利活動法人（NPO 法人）、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行います。
- (2) 地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図ります。
- (3) 施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及び斡旋を行い、森林経営計画の作成を促進します。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

次のことに留意することとします。

- (1) 森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業者との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知します。
- (2) 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 市は、森林所有者の意向確認等を行い、森林環境譲与税を活用しつつ森林の適切な経営管理が行われるよう推進します。
- (2) 森林経営管理制度の運用にあたっては、公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法と整合性に留意します。

第6 森林施業の共同化の促進

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進します。そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかけます。また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進します。

なお、国有林の近接地では、中信森林管理署と連絡を密にし、民国連携による森林施業の

共同化が効率的であれば検討します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- (1) 森林経営計画の作成森林を森林計画図や GIS 等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業体へ森林経営計画の作成を働きかけます。
- (2) 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図ります。
- (3) 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第 10 条の 11 第 1 項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地の所有者へ働きかけます。
- (4) 特定非営利活動法人（NPO 法人）等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに相当である内容である場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力します。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととします。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画作成者が行うよう指導を図ります。
- (2) 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図ります。

第 7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

(単位：m/ha)

区 分	作業システム	基幹路網密度			細部路網密度	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 0～15° 未満	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200

15～30° 未満	架線系				0～35	25～75
急傾斜地 30～35° 未満	車両系	15～20	0～5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	15～50
急峻地 35° ～	架線系	5～15	—	5～15	—	5～15

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

木材生産機能維持増進森林は、路網整備等推進区域として低コスト林業を実現するために路網整備を推進します。

3 作業路網の整備

(1) 基幹路網

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備 考
林道規程	昭和 48 年 4 月 1 日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成 22 年 9 月 24 日 22 林整整第 602 号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成 23 年 4 月 15 日 23 信木第 39 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：km 面積：ha

開設 / 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び路線数	利用区域面積	うち前半5年分	対図番号	備考
開設(新設)	自動車道	林道	中山	栗の木	1,000	204	190	①	
開設(新設)	自動車道	林道	里山辺	高遠	1,400	728	500	②	
開設(新設)	自動車道	林道	入山辺	追倉	1,700	492			
開設(新設)	自動車道	林道	奈川	川浦	100	30			
開設(新設)	自動車道	林道	奈川	西山南	2,000	570			
開設(新設)	自動車道	林道	奈川	沼の沢	430	70			
開設(新設)	自動車道	林道	奈川	コオリ沢	500	44			

開設 (新設)	自動車道	林道	奈川	魚イラズ	500	40			
開設 (新設)	自動車道	林業 専用道	入山辺	袴越	2,300	89	1,000	③	
開設 (新設)	自動車道	林業 専用道	入山辺	一の海	2,500	218			
開設 (新設)	自動車道	林業 専用道	入山辺	大和合	1,600	75	500	④	
開設 (新設)	自動車道	林業 専用道	入山辺	栃の木	3,000	182	1,000	⑤	
開設 (新設)	自動車道	林業 専用道	入山辺	橋倉	2,000	54			
開設 (新設)	自動車道	林業 専用道	入山辺	寒沢上段	2,200	64	2,200	⑥	
開設 (新設)	自動車道	林業 専用道	入山辺	六郎沢上段	1,400	82	1,400	⑦	
開設 (新設)	自動車道	林業 専用道	四賀	草深支	973	24			
開設 (新設)	自動車道	林業 専用道	四賀	保福寺大沢	1,275	30	500	⑧	
開設 (新設)	自動車道	林業 専用道	四賀	保福寺峠下	793	15	793	⑨	
開設 (新設)	自動車道	林業 専用道	四賀	久手地沢支	2,705	64	500	⑩	
開設 (新設)	自動車道	林業 専用道	四賀	保福寺峠	1,336	24	500	⑪	
開設 (新設)	自動車道	林業 専用道	四賀	久手地沢	740	24	740	⑫	
開設 (新設)	自動車道	林業 専用道	四賀	矢久	1,234	19			
開設 (新設)	自動車道	林業 専用道	奈川	金原正沢	1,142	37	500	⑬	
開設 (新設)	自動車道	林業 専用道	奈川	金原南沢	973	69	500	⑭	
開設 (新設)	自動車道	林業 専用道	奈川	学間沢	750	38	750	⑮	
開設 (新設)	自動車道	林業 専用道	奈川	学間洞	893	22	500	⑯	
開設 (新設)	自動車道	林業 専用道	奈川	押ヶ沢	852	26			
開設 (新設)	自動車道	林業 専用道	奈川	神谷大久保	1,200	42			
開設 (新設)	自動車道	林業 専用道	安曇	中平	600	75			
開設 (新設)	自動車道	林業 専用道	安曇	高山	1,000	389	500	⑰	
開設 (新設)	自動車道	林業 専用道	波田	ハト峰	7,000	443	500	⑱	
開設 (新設)	自動車道	林業 専用道	波田	かやの	1,300	91	500	⑲	
開設 (新設)	自動車道	林業 専用道	波田	唐沢	1,000	76	500	⑳	
				33 路線	48,396		14,073		
開設 (改築)	自動車道	林道	入山辺	大仏入	958	100			
開設 (改築)	自動車道	林道	里山辺	大嵩崎	300	30			

				2 路線	1,258				
拡張 (改良)	自動車道	林道	中山他	宮ノ入	700	593	1,000		法面保全 局部改良
拡張 (改良)	自動車道	林道	本郷	美ヶ原	1,000	1,172	1,000		局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	入山辺	菖蒲沢	200	109			法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	里山辺	湯ノ原	500	111	150		法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	内田	鉢伏	300	41			局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	入山辺	桧沢	500	244			局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	里山辺	高遠	450	726			法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	中山	栗の木	400	204			法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	入山辺	よもぎこぼ	400	366	100		法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	岡田	日陰	400	91			局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	四賀	太ノ田	800	304			局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	四賀	花川原	350	170			局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	四賀	虚空蔵	550	119			局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	四賀	菅ノ田	140	45			局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	四賀	中北山	400	47			局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	四賀	十二沢	400	194			局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	四賀	傘	450	83			局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	四賀	水上	200	112			局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	四賀	池の平	600	59			局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	四賀	長沢	200	38			局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	四賀	峯山	200	62			局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	四賀	草深	140	348			局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	四賀	駒平	400	102			局部改良 法面保全

拡張 (改良)	自動車道	林道	四賀	小屋沢	550	37			局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	奈川	菅田沢高ソメ	1,000	962			法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	奈川 安曇	奈川安曇	6,648	2,920	6,648		局部改良 法面保全 橋)よう改良 り道改良
拡張 (改良)	自動車道	林道	奈川	西山	1,000	538			法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	奈川	曾倉沢	150	115			法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	奈川	沼の沢	300	65			法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	奈川	忠地川角平	600	521			局部改良
拡張 (改良)	自動車道	林道	奈川	月夜沢	1,000	2,855			局部改良
拡張 (改良)	自動車道	林道	安曇	番所	200	847			局部改良
拡張 (改良)	自動車道	林道	安曇	島々	120	286			法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	安曇	稻核	300	183			法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	安曇	池尻	150	73			法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	安曇	氷沢	100	207			法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	梓川	安曇野	1,000	1,057			局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	梓川	沢山	600	690			局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	梓川	穴沢	400	100			局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	梓川	大飛々	250	31			局部改良
拡張 (改良)	自動車道	林道	波田	黒川	520	2,680	50		局部改良(橋) 局部改良 幅員改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	波田	あきんど平支	650	394			局部改良
				42 路線	25,218		8,148		
拡張 (舗装)	自動車道	林道	中山	栗の木	3,000	204			
拡張 (舗装)	自動車道	林道	里山辺	高遠	5,000	726			
拡張 (舗装)	自動車道	林道	入山辺	御鷹山	4,000	323			
拡張 (舗装)	自動車道	林道	四賀	菅ノ田	1,794	45			
拡張 (舗装)	自動車道	林道	四賀	傘	3,000	83			

拡張 (舗装)	自動車道	林道	四賀	峯山	2,369	62			
拡張 (舗装)	自動車道	林道	四賀	太ノ田	300	304			
拡張 (舗装)	自動車道	林道	四賀	草深	2,267	348	2,267		
拡張 (舗装)	自動車道	林道	奈川	菅田沢高ソメ	2,000	962	2,000		
拡張 (舗装)	自動車道	林道	奈川	曾倉沢	1,000	115			
拡張 (舗装)	自動車道	林道	奈川	金原	500	85			
拡張 (舗装)	自動車道	林道	奈川	西山	500	538			
拡張 (舗装)	自動車道	林道	奈川	奥小唐沢	1,000	99			
拡張 (舗装)	自動車道	林道	奈川	忠地川角平	200	521			
拡張 (舗装)	自動車道	林道	奈川	大寄合	500	175			
拡張 (舗装)	自動車道	林道	安曇	番所	1,000	847			
拡張 (舗装)	自動車道	林道	安曇	島々	800	286			
拡張 (舗装)	自動車道	林道	安曇	稲核	3,344	183	3,344		
拡張 (舗装)	自動車道	林道	安曇	氷沢	1,000	207			
拡張 (舗装)	自動車道	林道	安曇	池尻	800	73			
拡張 (舗装)	自動車道	林道	梓川	安曇野	3,000	1,049	3,000		
拡張 (舗装)	自動車道	林道	波田	黒川	5,000	2,680	5,000		
拡張 (舗装)	自動車道	林道	波田	水沢	800	68			
拡張 (舗装)	自動車道	林道	波田	小水沢	400	44			
				24路線	43,574		15,611		

ウ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台帳等に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

(2) 細部路網

ア 細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網

づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備 考
森林作業道作設指針	平成 22 年 11 月 17 日林整第 656 号林野庁長官通知
長野県森林作業道作設指針	平成 23 年 8 月 1 日 23 森推 325 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設にあたっては、管理者を定め、台帳を作成して管理することとします。なお、管理者は、路線の点検に努め、写真を撮影するなどして台帳に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

第 8 その他

1 林業に従事する者の養成及び確保

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や（一財）長野県林業労働財団の企画する研修への積極的な参加を促進します。特に次代の森林・林業を担う 20 代～30 代の林業技術者が、地域の森林所有者等が安心して森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、広域市町村と連携し、県や森林組合等林業事業者と一体となって支援します。

また、林業が水源かん養や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努めます。

そのために、森林組合等林業事業者に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしながら林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

将来の稼働率も考慮しつつ、高性能林業機械の導入について、広域市町村と連携し、森林組合等林業事業者と検討します。

作業の種類		現状（参考）	将 来
伐 倒 造 材 集 材	市内一円	チェンソー プロセッサ フォワーダ タワーヤーダ スイングヤーダ	ハーベスタ チェンソー プロセッサ フォワーダ タワーヤーダ・スイングヤーダ
造 林 保育等	市内一円	チェンソー 刈払機	チェンソー 刈払機 チップパー

		人力	リモコン自動枝払い機
--	--	----	------------

- 3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備
該当なし

Ⅲ 森林の保護

第1 鳥獣害の防止

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

対象鳥獣はニホンジカとするが、ニホンジカの分散や生息域の変化が認められることから、当面の間、区域設定は行いません。

(2) 鳥獣害の防止方法

通年全域で有害鳥獣駆除を実施し、あわせて美ヶ原周辺の林内においても合同捕獲（4～5回／年）を実施します。

2 その他

鳥獣害防止対策の実施状況については、現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業者、森林所有者からの情報収集により行います。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 松枯れ被害防止

守るべき松林を中心に対策を推進し、次の措置を組み合わせながら講じます。

- ・ 伐倒駆除
- ・ 各種予防事業
- ・ 守るべき松林周辺部の樹種転換
- ・ ライフライン等の保全のための倒木の危険のある立木及び枯損木の伐採
- ・ 伐採木のバイオマス利用

松本市松枯れ被害対策基本方針により実施します。

(2) カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

防災上、景観上維持すべきナラ類については、被害等確認された場合、防除方法等について長野県林業総合センターを中心に試験研究を進めるなど、より効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図ります。

(3) スギノアカネトラカミキリの被害防止

林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努めます。

(4) カラマツの先枯病の被害防止

罹病木を発見した場合は、速やかに伐倒し、枝条の焼却処分を検討します。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

(5) その他の病虫害等被害防止

その他の病虫害が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

第二種特定鳥獣管理計画に基づき、幼齢木保護具の設置や剥皮防止帯の設置、忌避剤の散布、わな、銃器による捕獲等の各種対策を総合的に実施します。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の予防については、関係機関等と連携し、積極的な普及啓発を行い、地域住民への林野火災の予防を喚起します。

(1) 火入れを実施する場合

森林法第21条に規定する火入れは「松本市火入れに関する条例」に基づき、許可を行います。（条例抜粋）

項 目	内 容
火入れの許可申請の必要な範囲	森林又は森林に接近している範囲 1km 以内にある原野、山岳、 荒地その他の土地（地域森林計画区域外も含む）
火入れの目的	ア 造林のための地ごしらえ イ 開墾準備 ウ 害虫駆除 エ 焼畑 オ 採草地の改良（森林法施行規則第47条第1項）
許可条件	期間（7日以内） 面積（1件当たり5haを超えない） 従事者（1haまで15人以上） ※1haを超える場合は、超える部分の面積1haあたり 5人を加えた人数以上とする。
申請方法	火入れを行う7日前までに森林環境課に必要書類を提出する。
申請に必要なもの	① 火入れ許可申請書 ② 火入れを行う土地、周囲の状況及び防火の設備の位置を示す

	見取り図 ③ 火入れ地が申請者以外の者が所有又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書 ④ 請負（委託）契約に基づいて火入れを行うときは、その契約書の写し
--	---------------------------------------------------------------------------------------------

4 その他

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備 考
松くい虫被害森林周辺	樹種転換等により対応

IV 森林の保健機能の増進

1 保健機能森林の区域

森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林の区域については、公益的機能別施業森林を保健機能森林に設定します。

森林の所在		面積	備 考
位置	林小班	ha	
松本	37 ロハニ、38 イロハニホ	108.2	美ヶ原県民の森
奈川	2017 ハト	33.1	木曽路原

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施 業 の 方 法
伐 採	長伐期施業を原則とする。
造 林	伐採後は、速やかに植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。
植 栽	植栽は、出来るだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。
保 育	特定広葉樹林施業を推進すべき森林の保育の方法に従い行うものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

該当なし

V その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成

(1) 森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画するものとします。

ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域における主伐後の植栽

イ 公益的機能別施業森林等の森林整備

ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽

エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

オ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積(ha)	区域設定の理由
四賀地区	1001～1112 林班	7,131.58ha	当区域指定地区の森林は、現在、松枯れ被害の被害地であり、今後の松くい虫被害によりで林班単位の経営計画を樹立することが困難であるため、林業事業者との共同化を図り、属地計画の樹立ができるよう区域を定めるもの。
旧市地区	1～128, 130 林班 131～206 林班	12,684.93ha	
梓川地区	4001～4027 林班	1,589.57ha	
波田地区	5001～5033, 5038～5048, 5051～5060 林班	4,132.95ha	

2 生活環境の整備

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興

計画的な森林整備と林業経営基盤の整備を推進し、地域材利用を拡大して地域振興を図ります。また、木質ペレット用材、薪ストーブ用材・発電燃料の用材としての木材利用を推進し、未利用材が有効活用できる仕組みづくりに取り組みます。

4 森林の総合利用の推進

市民が体験を通じて森林と林業への関心を育むフィールドとして、三才山地区の「美鈴湖

もりの国」に林間オートキャンプ場があり、四賀地区にはコテージや研修室、木工室を備え「環境学習の森」が整備されています。今後も施設の維持管理に努め、市民が森林と親しむ機会の確保を図ります。

5 住民参加による森林の整備

(1) 地域住民参加による取組

岡田地区の「芥子坊主山 市民の森」は、所有者から本市が森林を借用してフィールドとし、市民ボランティアによる森林整備や、一般の市民が参加するイベントが行われています。また、市内で活動する森林ボランティア団体によるイベントには人的支援を行っています。今後も、市民が気軽に森林に触れ合える場を提供できるよう取り組んでいきます。

(2) 企業と地域住民連携による取組

県の「森林の里親促進事業」を活用し、企業と地域住民による森林整備と交流の促進を支援します。現在市内では、5か所で同事業を実施していきます。



自然観察会（芥子坊主山 市民の森）



除伐作業（美鈴湖 森林の里親促進事業）

6 森林経営管理制度に基づく事業

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していくこととします。

7 その他必要な事項

(1) 市町村有林の経営に関する事項

本市は、市内に11,959haの市有林があり、カラマツの搬出間伐や良好な森林環境を維持しつつ、木材生産を図る地域の模範的な森林を目指すため、主伐事業を計画していきます。

(2) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項

市内には、周知の埋蔵文化財包蔵地が多く存在しており、作業道開設を含む森林整備を実施する際には、文化財保護に十分な配慮をする必要があります。これについて、森林組合をはじめとする林業事業体に周知し、事前調査を十分に行い、市の埋蔵文化財担当部署とも連携して埋蔵文化財の保護に努めます。

【計画策定の経過】

1 森林法第10条の5第6項の規定に基づく学識経験を有する者からの意見聴取

意見聴取日	意見聴取方法	相手方
令和7年2月12日	素案による意見聴取	松本市林業振興協議会

2 公告・縦覧期間

令和7年1月29日 ～ 令和7年2月24日

(当初) 令和3年1月28日 ～ 令和3年2月26日

(第1回変更) 令和4年1月24日 ～ 令和4年2月24日

(第2回変更) 令和5年2月1日 ～ 令和5年2月22日

(第3回変更) 令和6年2月1日 ～ 令和6年2月22日

3 計画書作成担当者

課・係	職	氏名	備考
森林環境課 森林整備担当	課長補佐	竹内 広和	
〃	森林専門官 兼課長補佐	秋山 巖	
	技師	池田 智博	

4 森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者

所 属	課・係	職	氏名	備考
松本地域振興局	林務課 普及係	課長補佐	吉川 達也	林業普及指導員

5 計画の公表計画

公表の方法	時 期	備 考
松本市ホームページ	計画樹立後1ヶ月以内	
森林環境課窓口	計画樹立後1ヶ月以内	